

地域活動の拠点としての自治公民館 ー長野県茅野市の分館活動ー

手打 明敏*

はじめに：本研究の課題

本稿の目的は、地域自治組織が設置・運営する、いわゆる自治公民館（分館）に焦点をあてて、自治公民館が公民館活動の基盤としてどのような活動をおこなっているのかを長野県茅野市を事例として考察することである。

現代日本社会は、大都市中心の経済構造と人口集中により、過疎・人口減少社会が農山漁村から多くの地方都市にも広がりつつある事態が進行している。こうした地域衰退の危機を打開する方向として、佐藤一子は「地域学習」が求められていると論じている。「地域学習」とは、「地域の自治・自立と相互の連携・ネットワークの発展、住民の主体的な参加、そして孤立して困難をかかえた人々や子ども・若者・高齢者などが人々の連帯によって少しでも生きる喜びを実感できるように、地域の魅力を創出し、相互関係性を回復させ、課題解決をさぐる知恵と行動力を養うこと」¹である。辻浩は、「公民館は地域づくりの中核的な学習・文化施設になることが必要である」²と論じ、公民館がさまざまな地域課題を学ぶ場となるためには住民の人間関係に注目する必要があると指摘している。筆者は、公民館が地域住民の人間関係の構築にどのような役割を果たすことができるのかについて検討する場合、公民館類似施設である自治公民館とか分館といわれる多目的型地域センター施設に着目する必要があると考えている³。

周知のように条例公民館（以下、公民館とする）は社会教育法第20条で次のように規定されている。

「公民館は、市町村その他一定区域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」

社会教育法では、公民館の他にも公民館に類似する施設はだれでも設置することができるとの規定（社会教育法第42条）がある。それが公民館類似施設といわれる施設であり、「公民館」とは区別されている。小林文人によれば、公民館類似施設の多くは、いわゆる集落公民館等の施設であるが、文部科学省『社会教育調査報告』（平成14年度）では、社会教育会館等「市町村が条例で設置する施設」を公民館類似施設としているため、集落公民館等の実数は『社会教育調査』から把握することが出来ないのである。小林は、集落公民館の他、自治会事務所、集

* 筑波大学人間系教授

落センター、区公会堂、町会会館、地域センター、コミュニティセンターなど、集落におかれた類似の地域施設が多様に機能してきたことを視野に入れておく必要があると指摘している⁴。

全国公民館連合会は、平成14(2002)年11月調査によって、全国の集落公民館の総数は76883館であることを明らかにした。同連合会は、「地域住民によって建設・運営されている小さな公民館のことを自治公民館、集落公民館等」と呼び、これらが、「地域を住みやすくするために住民が連帯し、自らが運営や事業」を行い、「公立公民館とも連携をとって活動」している、と捉えている⁵。

本稿は、自治公民館が地域社会においてどのように機能しているのかを長野県茅野市を事例として明らかにする。周知のごとく、長野県は自治公民館設置数が全国でもっとも多い県である。

I. 自治公民館とは

1) 宇佐川満編著『現代の公民館』の自治公民館論

ここでは、宇佐川満編『現代の公民館』(生活科学調査会、1964年)に収められている社会教育主事であった友松 賢(京都府久美浜町)や朝倉秋富(鳥取県倉吉市教育委員会社会教育課長)が公民館に何を期待していたのかを中心に考察することにした。

この本には、副題として「住民自治にもとづく再編成の構想」が付けられている。本書が焦点を当てているのは、住民自治の基底にある区(自治会、町内会)である。

友松は、社会教育主事として地域の学習会に出席した際の体験として、村の30歳すぎの青年が区長(幾つかの隣組で構成されている最小単位の住民組織の長)に当選すると、学習会の参加者から「区長さん」と呼ばれる光景に出会すのである。この光景をみて友松は、「ムラ」の中に生きている作法や言葉は、生き続けてゆく理由があるはずであると理解する。区が旧態依然とした形態を保っている理由として友松は、第1は、部落会組織に於ける共同体権力の絶対性であり、第2には行政怠慢のしわよせを区が引き受けざるを得ない状況にあり、区の事務事業が多くなっていること指摘している。友松は、「意識の古さが、仕組の古さを温存し、仕組の古さの上で、芽生えるべき権利意識は抑圧されて、貧困への悪循環を続けてゆく」⁶、と指摘している。久美浜町では、区長業務の多忙化を解消するため、区の組織を部制により分担し、区民全員が区行政に参画するように部落会を再編して「自治公民館」の機構に改め、区行政と公民館を一体化したのである⁷。

久美浜町の自治公民館の先行事例である倉吉市の自治公民館方式について、朝倉秋富は次のように説明している。

「自治公民館とは、従来、区または自治会とよばれていた部落会・町内会と部落公民館とを一体化したものの名称である。そのねらいを簡単にいえば、いままで、慣例や形式的な決議や

申し合わせで実施されていた部落・町内の事業と、住民の学習活動とを直結し、民主的な住民自治をおし進めようとするものである」⁸。

自治公民館が住民自治と行政の末端という2つの機能をあわせ持っていることについて、小川利夫による批判がされているが、朝倉もそのことは十分に認識しており、次のように述べている。

住民自治と行政の末端単位としての二重の機能を実質的に果たしてきた部落に代わり、「自治公民館のように機構が整備された組織をつくれれば、ますます行政の補助機関化する危険」⁹が予想されるため、自治公民館が市役所、教育委員会、地区公民館に利用されたり支配されたりするような関係にならないことが確認されていた。朝倉は、自治公民館の活動を通じて、競争と支配の社会に対して、人づくりと町づくりを一体化することによって、「協同の原理にもとづく新しい社会をつくる」¹⁰というロマンをいっていたのである。

宇佐川満も倉吉市の自治公民館方式を評価しつつ、自治公民館が行政の末端組織としての性格をもち、「そこにはたえず行政の下請け機関化される危険がともなう」と指摘しており¹¹、自治公民館方式の課題（限界）を認識していたのである。このように自治公民館方式の危うさを認識していたにもかかわらず、宇佐川が自治公民館方式に着目したのはなぜであろうか。

宇佐川は、公民館活動のめざす主要な実践目標を地域住民の共通課題の解決に求め、このような公民館の活動や事業に、地域住民の全員が参画し、参加することであるととらえていた。しかし公民館の運営がいくら民主化され、公民館の活動や事業に地域住民の全員参加を期待したとしても、「現実の問題として、「施設活動」としての公民館と住民との関係にそのことを期待することは容易ではない。むしろ施設としての機能が、地域住民の全員に及ぶということは不可能に近い」¹²と宇佐川はみていた。こうした公民館の限界を打破する仕組みとして、宇佐川は、地域の全住民の社会教育的実践が期待できるものとして住民の自治組織（地域住民組織）に着目するのである。宇佐川は、自治公民館方式の構想と実践の意義を、「この社会的実体の住民自治化、学習集団化、生活共同化を、部落公民館活動の中軸にしなごらおしすすめようとするところ」¹³にあると指摘している。

宇佐川は、「部落」のいとなむ諸機能を住民の「生活要求の組織化」という観点からおさえなおし、必要な機能を自治公民館の部制にとり入れ、「共同機能の共同処理に学習活動を裏づけしながら、部落の自治生活と住民の社会教育活動との一体化をはかろう」¹⁴という点に自治公民館の意義を見いだしている。宇佐川は、「これまでの社会教育における教育とか学習とかいわれるものが、ともすれば住民の生活から遊離し、実践につながらないものになりがちであったが、それも結局、これまでの社会教育が、住民の生活の場からはなれたところで構想され、住民の生活内容にそぐわない活動、事業として営まれてきた」¹⁵と批判的にみていたからである。宇佐川が、倉吉市の「自治公民館」に着目するのは、「町づくり・村づくりを標ぼうしながら、その肝心の地域の住民組織である自治会、町内会、あるいは各種生産者の地域組織と本格的な関係

をとり結ばないままに、特定の教育、文化組織、団体のみを相手として」¹⁶事業を実施し、住民自治の場として機能していない公民館を変革したいという思いがあったといえよう。

2) 長野県の公民館システム

宇佐川等の自治公民館論から 30 年ほど経過した平成 10 (1998) 年に、佐藤一子らは、地域にねがす公民館活動の末端を支えている公民館分館及び公民館類似施設 (特に集落レベルの住民の共有施設) に焦点をあて、長野県における実態調査をもとに分館・類似施設をめぐる現状と課題について考察している¹⁷。

昭和 34 (1959) 年の社会教育法改正では分館に関する規定が盛り込まれたが、この改定について佐藤らは「分館は地区館に格上げされるか、又は基準以下の分館は類似施設として地域公民館システムの外に置かれるようになり、二極化が進んだ。」¹⁸と分析している。佐藤は、戦後の公民館研究において自治公民館、分館に言及した研究として、①1960 年代半ばに集落活性化の視点から自治公民館 (集落の類似施設) の存在意義に注目し、論争的な提起をおこなった宇佐川満の研究と、②1980 年代に沖縄の字・集落公民館の実証的研究をつうじて、共同体にねがす公民館システムのとらえかえしを提起した小林文人の研究に着目している。

佐藤は、従来の公民館研究においては公民館の公的條件整備の拡充に力点が置かれており、そのため地域共同体の住民自治活動に密着した集落共有施設は、条例化され、公立化されないかぎり公的な公民館システムの外にあるものとして関心の外に置かれる傾向にあったとみている。しかし、住民の生活の共同性にねがす身近な社会教育活動の展開をふまえて地域公民館システムの在り方を展望するためには、「自治公民館・分館・類似施設をどうとらえるのか、従来の研究で指摘されてきた論点を深めることが必要」¹⁹であるが、「現代において、自治公民館や分館が公立公民館の地域システムとしてどのような位置づけをもち、またどのような学習・文化活動をおこなっているかという点について全国的な視野でおこなわれている研究蓄積はほとんどみられない」²⁰と佐藤は指摘している。

小論は、佐藤の提起した課題に答えるものではない。しかし、これまで長野県の公民館分館研究が松本市や飯田市の事例を中心におこなわれてきており、小論が対象とする茅野市を含む諏訪地域の公民館活動については、まとまった研究成果は発表されていないのである。このような研究状況の中で、小論は茅野市の自治公民館を取り上げることで、これまでの研究で明らかになってきた形態とは異なるタイプの自治公民館活動を提示することを意図している。

II. 茅野市の公民館システム²¹

1) 茅野市の公民館体制

茅野市 (人口約 55,000 人、世帯数 22,277) は、長野県内で分館設置数が多い自治体の一つ

であり²²、市公民館（中央館）—地区館（10館）—分館（81館）によって構成される公民館システムが構築されている（図1）。

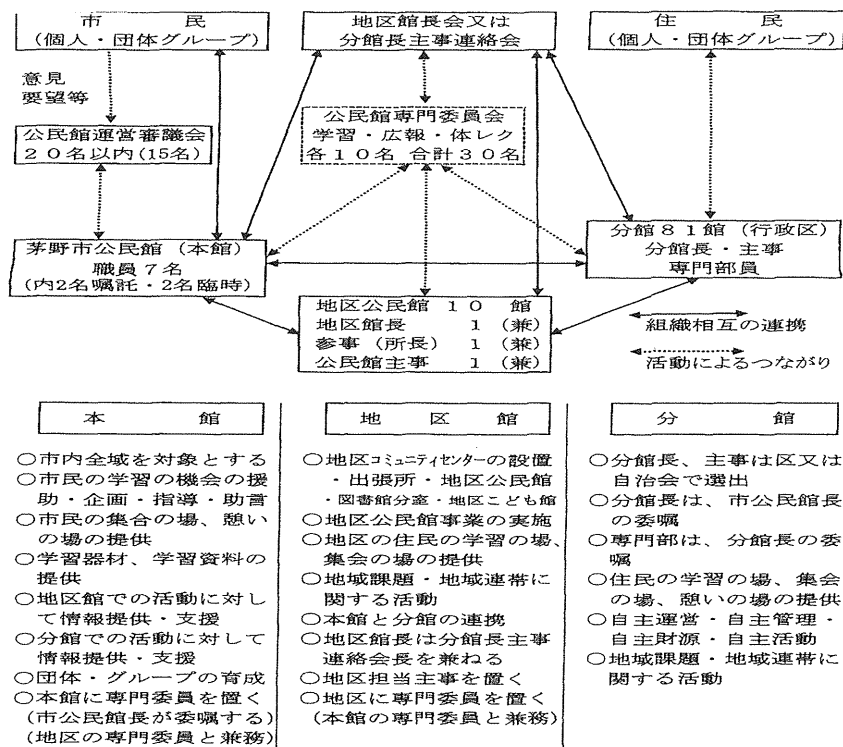


図1 茅野市公民館の組織

『第61回研修会資料』p.47。

茅野市では、昭和30(1955)の町村合併と同時に中央公民館と地区公民館(9館)が設置され、公民館活動は地区公民館を中心として行われるようになった(『第61回研修会資料』p.45)。各地区公民館は非常勤の館長と主事が中心となって活動を進めていたが、昭和40(1965)年には機構改革により本館に職員と公民館予算を集中し、地区公民館は公民館分室として位置づけたのである。その結果、本館と分館を直接結ぶ直結方式となった。しかしその後、各出張所が改築されることに伴い、集会施設としての役割を持たせるため地区公民館を再び設置することとなり、昭和56(1981)以降、順次各地区にコミュニティセンター(地区公民館)が設置されるようになった²³。平成13(2001)年に、中大塩地区発足に伴い、同地区公民館が設置され、地区公民館は10館体制となったのである(図2)。

茅野市公民館条例(昭和40年4月1日)によれば、茅野市公民館(以下「公民館」と表記する)のもとに10の地区公民館が設置されている。公民館と地区公民館は、教育委員会が管理す

る。茅野市公民館管理規則(昭和53年4月6日)によれば、地区公民館長は公民館長が選考し、教育委員会が委嘱する(第3条3)。公民館には、事業の専門的な企画運営およびその推進を図るため学習委員、広報委員、体育レクリエーション委員の3つの専門委員の他に、必要な委員を置くことができると規定されている(第6条)。専門委員の任期は2年間で、公民館長が委嘱することになっている。最近7年間(2009年～2015年)の学習委員、広報委員、体育レクリエーション委員の在職期間をみると(表1-1)、2)、3))、『茅野市公民館分館職員研修会資料』、第55回から第61回より作成)、この期間において交代せず継続している委員が多いことがわかる。

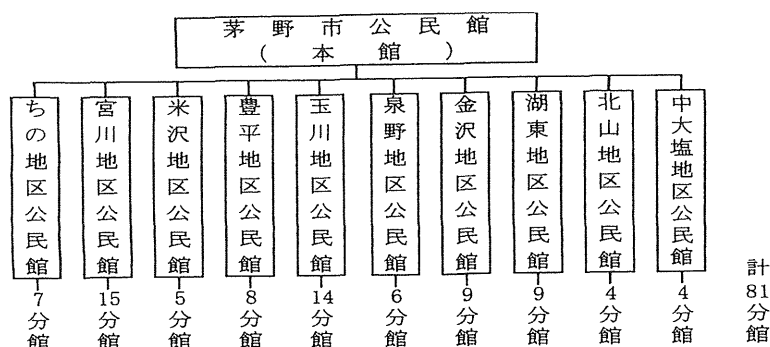


図2 茅野市の公民館体制

『第61回研修会資料』p.48。

表1-1) 茅野市公民館専門委員(学習専門委員)

地区	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
ちの	M. K. ○	同◎	同	同	同	同	同
宮川	I. K.	同	同	M. M.	同	同○	同◎
米沢	S. Y.	同	同○	同◎	同	同	同
豊平	Y. Y.	同	同	同○	同◎	同	同
玉川	M. H.	同	同	同	同	F. Y.	同
泉野	A. K.	同○	同◎	同	同	同	同
金沢	K. K.	同	同	同	K. H.	同	同○
湖東	K. N. ◎	H. T.	同	同	同	同◎	同
北山	T. K.	同	同	同	同	K. G.	同
中大塩	O. K.	B. Y.	同	同	同○	N. Y.	同

注：◎委員長、○副委員長

表 1 - 2) 茅野市公民館専門委員 (広報専門委員)

地区	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
ちの	S. H.	同	同	同	Y. S.	同	同○
宮川	K. H. ○	同◎	同	同	同	同	同
米沢	Y. K.	T. S.	同○	同◎	同	同	同
豊平	M. S.	同	同	同	同	U. K.	同
玉川	I. Y. ◎	同	同	S. A.	同	同○	同◎
泉野	K. Y.	同○	同◎	同	同	同	同
金沢	M. K	同	同	同	同	同	同
湖東	K. S.	同	T. T.	同	同○	同◎	同
北山	Y. W.	同	同	同	同	同	同
中大塩	F. Y.	K. K.	同	同○	同◎	同	同

注：◎委員長、○副委員長

表 1 - 3) 茅野市公民館専門委員 (体育レク専門委員)

地区	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
ちの	G. K.	I. Y.	同○	同◎	同	同	同
宮川	T. I.	同○	同◎	同	同	同	同
米沢	M. S.	同	同	K. Y.	同○	同◎	同
豊平	O. T.	同	同	同○	同◎	同	同
玉川	T. B.	同	同	同	同	同○	同◎
泉野	H. S.	同	同	同	同	同	同○
金沢	Y. Y.	同	同	同	同	同	同
湖東	I. T.	同		Y. H.	同	同	同
北山	K. S. ◎	同	同	同	同	同	同
中大塩	M. Y. ○	同◎	同	同	同	同	同

注：◎委員長、○副委員長

分館の分館長、主事の在職期間は1年間であり、市公民館職員は定期的に異動している。また、平成17(2005)年以降、地区公民館の位置づけが変わっている。茅野市では平成17年度には、パートナーシップのまちづくりを市政の方針とすることになり、まちづくりの課題が「自助」、「共助」、「公助」のシステムづくりとして設定された。茅野市地区コミュニティセンター条例(平成17年3月30日)によれば、「茅野市パートナーシップまちづくり基本条例(平成15年茅野市条例第27号)に規定する分野別の市民ネットワークと地域コミュニティが連携、協力する公民協働のまちづくりを進めるため、地区コミュニティセンター(以下「センター」という)を設置する」(第2条)と規定されている。それに伴い、地区公民館を地区コミュニティセンターとして位置づけ、公民館職員(パートナーシップのまちづくり課職員の兼務)を地区に配置し、本館—地区公民館(コミュニティセンター)—分館のシステムが形成された。

コミュニティセンターに、「地域特性に応じたコミュニティづくり推進のため、地区コミュニティ運営協議会を置く」(第4条)ことが規定された。翌18(2006)年度には、10地区にコミュニティ運営協議会が発足し、各団体の活動の枠を超えて地域課題を共有し、解決に向けて話し合うための組織づくりがおこなわれることとなった。公民館もコミュニティ運営協議会の構成団体となった(『第61回研修会資料』p.45)。例えば、この地区では、7つの行政区(分館の設置単位)をコミュニティづくりの基本単位として、福祉部会、環境部会、子育て部会、分館長主事連絡会、保健補導委員会、茅野市消防団ちの分団の6つ部会を設置して、各行政区で取り組んでいる。「分館長主事連絡会」とは、7つの分館の連絡会であり、地区行事の企画実施をおこなっている²⁴。

茅野市のこのような公民館体制からみると、継続性という観点からみて公民館活動にとって専門委員の果たす役割は大きいといえる。次に見るように、各分館には市公民館の学習、広報、体育レクの3つの専門委員会に対応した専門部がおかれ、専門委員会と連携して活動をおこなっている。

2) 分館

茅野市は、昭和30年2月1日、一町八カ村が合併して誕生した広域な自治体(昭和33年8月1日、市制施行)であるため、住民に身近な場所で、気軽に参加しやすい分館活動が重視されている。茅野市には本館や地区公民館のほかに、区(自治会)が区民の寄付等により自前で建設し、運営する分館が81館設置されている。分館は、「茅野市公民館分館規則」(昭和40年5月25日)において「市内の区又は自治会に設置される類似公民館」(第1条)と位置づけられている。分館に置かれる分館長、分館主事は、「当該地域の推薦に基づき館長(茅野市公民館長—引用者)が委嘱する」(第5条)、市の非常勤特別職である。

分館には、分館長の諮問に応じ分館事業の企画実施について調査審議する運営審議会を置くことができる(第6条)ことになっている。運営審議会の委員は、区役員、婦人会、高齢者ク

ラブ、PTA、育成会、各グループ、産業団体、学識経験者から選出される。(図4)

また、分館の企画運営の指針を図るために必要に応じて専門部を置くことができる(第7条)と規定されている。専門部は、分館活動の実状に適時設けられるが、市公民館に設置されている学習部、体育レクリエーション部、広報部に対応して設けられている場合が多い。部員は、各区または自治会で選任している。

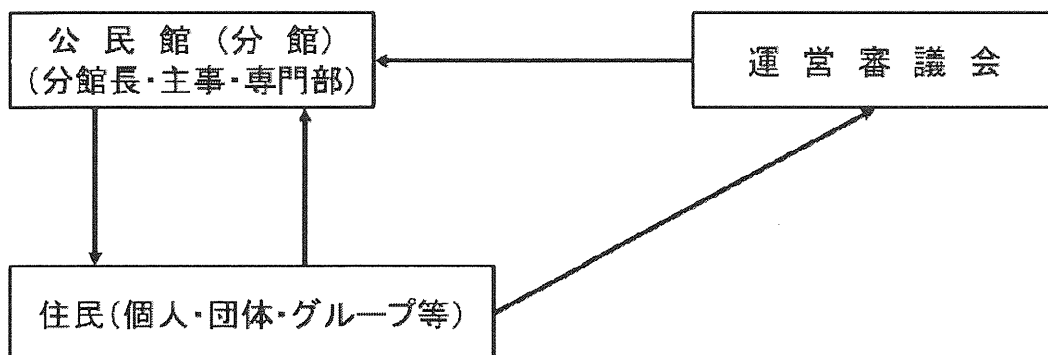


図4 分館の組織

『第61回研修会資料』p.53。

分館の経費は、区・自治会の予算のなかで、公民館費として計上されている。その他に、茅野市から下記のような補助金等の支援を受けている。(『第61回研修会資料』p.53)

- ① 分館長手当(市より依頼した業務の報酬)年額 36,300円
- ② 分館主事手当 年額31,100円
- ③ 分館事業交付金：一分館あたり30,000円
1事業につき5,000円ずつ交付。各分館6事業まで申請できる。学習関係は6事業の範囲内で3事業を超えてもよいが、体育レク関係は3事業まで。
- ④ 分館報発行の補助：一分館5,000円(年1回)
- ⑤ 分館補償制度交付金：一分館5,000円

茅野市における分館の役割については、「地域課題の取り組みにおいては、各行政機関や住民、諸団体の連携が欠かせない」(『第61回研修会資料』p.52)ので、分館を核とした組織的な教育・学習活動を進めることが望まれており、行政、教育機関等との連携が志向されている。

分館で行われている事業をみると、平成26年度において81の分館において536の事業がおこなわれている。ほぼ毎月、どこかの分館で体育レクリエーションを中心とした事業が実施されているのである(『第61回研修会資料』pp.118~130)。

こうした分館事業を支えているのが各専門部の部員である。茅野市の分館事業で特徴的な

は、分館ごとに広報が作成されており、毎年、分館報のコンテストがおこなわれていることである。市公民館が実施している「公民館分館職員研修会」には、「広報分科会」が設置されており、公民館報編集技術講習会が実施されている。

次に、茅野市の分館の活動について2つの地区の事例を通して試してみたい。

Ⅲ. 分館活動の事例

1) 塚原地区の事例

ここでは、ちの地区の塚原区の場合について考察することにした。

「塚原区広報」(第83号、平成25年1月31日)によれば、平成25年1月1日現在の塚原区の世帯数は424世帯である。総人口は1,425人で、男693人、女732人であった。

平成25年度の役員は、区長3人、区会議員18人、会計監査2人、公民館2人(分館長、主事)の25名であった。区会議員は、総務委員会、土木委員会、社会委員会の3つの委員会に所属している。議員から区会議長1名と副議長2名が選出されている。

塚原区には、区民から「区民館」と呼ばれる塚原公民館(分館)が設置されている。塚原公民館分館長と主事は、塚原区定期総会において選考され、区民の信任投票により決定されている。分館長と主事は、塚原区の役員として位置づけられている。

分館長と主事のもとに副館長、副主事、会計各1名が置かれている。分館には、教養部、体育部、広報部の3つの部が置かれ、部長、副部長のもとに3人から4人の委員が置かれている。運営審議員が6名選出されている。6名のうち2名は区議会の社会委員会の委員長と副委員長である。以上の分館役員は総勢26名である。

平成25年度の分館事業として以下のことが予定されている²⁵。

- ① 親子でなめたけ菌打ち体験
- ② ちの地区球技大会
- ③ バスハイク
- ④ ちの地区ニュースポーツ GP
- ⑤ ちのどんぼん
- ⑥ ボウリング大会
- ⑦ 区民祭
- ⑧ クリスマスリース講習会、又はしめ縄作り講習会

この他に、A4版サイズ1枚両面刷りの「塚原公民館だより」が、毎月、広報部により発行されている。各月の紙面は、分館行事や地区行事の紹介が主な内容である。

2) 金沢地区大池分館の事例

地域課題をほりおこし、地域に提起して改善を図った取り組みについて、金沢地区公民館大池分館主事小島吉彦氏の報告「小さい集落でいかにして行事を行うか—金沢地区大池分館の事例紹介—」²⁶を参照して見てみることにしよう。

大池分館（大池区）は、少子高齢化、区の各種役職の担い手の減少、行事への参加者の減少等に直面している。茅野市を含む諏訪地域では、6年ごとに御柱祭がおこなわれる。御柱年であった2010年に大池区では、秋に青柳神社の小宮御柱祭（大池区行事）と同じ日に長持ちを披露（保存会 大池分館行事）することが慣例となっている。これまでのやり方は、①青壮年は小宮御柱に参加するのではなく、お祭りの出し物係として長持ちを担ぐ。②大池区全戸へ長持ちを担いで回り、昼食後に小宮御柱と合流して曳行に奉仕する。というものであったため、次のような問題点が明らかになってきた。

- ① 長持ちの担ぎ手の中にも、小宮御柱に参加したい人がいる。特に、子どもと一緒に御柱を楽しみたいと思っている人がいる。
- ② 従来のやり方では、以下の理由から長持ちの実施が困難になっている。
 - i) 少子高齢化により担ぎ手が少なくなっているうえ、御柱の役職に担ぎ手を取られてしまう。
 - ii) 本宅以外の別宅が増え、回る家の軒数が増えたため、昼食休憩時間を十分に取ることができない。

以上の問題点から、分館主事の小島氏は、小宮祭のやり方について転換期をむかえている、と認識した。小島氏は区を挙げて御柱と長持ちに取り組めるようにしないと、今回は良くても今後お祭りの実施そのものが困難になると考え、改善策として御柱と長持ち披露の時期を重ならないようにすることを提案したのである。

「長持ち保存会」（会長は分館長）は、小宮祭祭典委員会にこうした問題点を提示し、開催方法の変更を提案した。祭典委員会での検討の結果、「長持ちは小宮御柱祭とは別に、秋の例祭として行うことが決定された」のである。問題提起から変更案の決定まで約3か月間、「長持ち保存会」、「祭典実行委員会」で話し合いが行われた。変更案は臨時区総会に提案され、協議の結果了承されたのである。

区民全員参加を目指す方策として、小宮祭祭典実行委員会と長持ち保存会の融和を図るため、「長持ち保存会の会長である分館長が小宮祭祭典委員会の副委員長になり、小宮御柱祭も長持ちも盛り上げる」体制づくりも行われたのである。

おわりに

本稿で取り上げた茅野市の公民館は、本館—地区公民館—分館という3層のシステムとして

構築されている。分館は「茅野市公民館分館規則」によって「類似公民館」として位置づけられている。分館の館長、主事は当該地域の推薦に基づき茅野市公民館長が委嘱することが規定されている。分館は、毎年2月に開催される「茅野市公民館分館職員研修会」、分館事業交付金など分館事業援助を通じて市公民館から支援を受けて活動している。茅野市では、長野県の他の市町村と同様に「自治会、町内会に支えられながらも公立公民館との相互交流がおこなわれ、社会教育課の支援・補助」²⁷もおこなわれ、住民自治活動を公民館体系に統合する試みがおこなわれてきたのである。

茅野市の多くの分館はスポーツ・レクリエーションとイベント中心の事業をおこない、地区住民の連帯意識の醸成に貢献している。また地域のなかで慣行として行われてきた「祭り」の持ち方を、分館が中心となって実状に合わせて変更する取り組みをおこなった金沢区大池分館のような取り組みもみられるのである。

塚原区の場合、分館役員として26名の区民がかかわっている。その他、区長、区議会議員などで区行政にかかわる役員は25名である。世帯数424世帯、総人口は1,425人の塚原区で毎年、50名ほどの区民が区行政の一端の役割を担っているのである。住民自治の制度的保障が構築されている、とみることができる。住民自治の一端を担った経験をもつ区民の存在は、区行政や市政にどのような意味を持つのであろうか。

かつて宇佐川満は、地域住民が住民自治を担う力量を形成する拠点として、公民館とは異なる組織として部落、町会単位で設置された自治公民館や分館といった名称の多目的型の地域集会施設に着目した。茅野市において、住民自治を担う主体者意識や住民の力量形成がどの程度の深さと幅を持って形成されているかの検討は今後の課題としたい。その際、茅野市の地区館がコミュニティセンターとして位置づけられ、地区館職員は「パートナーシップのまちづくり課」職員であり、公民館職員は兼務辞令として発令されている。本館一分館体制から、本館一地区公民館一分館という3層構造になったとはいえ、公民館機能という面からみると本館一分館の2層構造とほとんど変わらないように思われる。地域住民が公民館活動に参加するためには、「各集落毎に分館が必要である」とともに、「校区単位で独立の地区公民館が必要である」²⁸という指摘がされている。茅野市の分館活動を考察するにあたり、地区公民館（地区コミュニティセンター）が社会教育施設として、どのような機能を果たしているのか検討することも課題である。

¹ 同上、p. 19。

² 同上、p. 180。

³ 拙稿「多目的型地域センター施設としての自治公民館—宇佐川満の公民館論を手がかりとして—」筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻『教育学論集』第10集、2014年3月。

-
- ⁴ 日本公民館学会編『公民館・コミュニティ施設ハンドブック』p. 60。
- ⁵ 同上。
- ⁶ 宇佐川満編『現代の公民館』生活科学調査会、1964年、p. 12。
- ⁷ 同上、p. 71。
- ⁸ 同上、p. 80。
- ⁹ 同上、p. 110。
- ¹⁰ 同上、p. 157。
- ¹¹ 同上、p. 163。
- ¹² 同上、p. 165。
- ¹³ 同上、p. 166。
- ¹⁴ 同上、p. 167。
- ¹⁵ 同上、p. 169。
- ¹⁶ 同上、p. 183。
- ¹⁷ 佐藤一子ほか「地域公民館システムにおける分館の普及—長野県における公民館分館をめぐる実態と課題—」(『生涯学習・社会教育学研究』第23号、1998年)、p. 1。
- ¹⁸ 同上、p. 3。
- ¹⁹ 同上、p. 5。
- ²⁰ 同上、p. 6。
- ²¹ 以下の記述において、『第61回茅野市公民館分館職員研修会資料』を参照した場合には、『第61回研修会資料』と記した。
- ²² 前掲佐藤一子ほか前掲論文、p. 14。
- ²³ 『茅野公民館報』170号、1981年9月。
- ²⁴ 「ちの地区コミュニティ通信」第9号(平成25年度4月1日)。
- ²⁵ 「塚原公民館だより」No. 1、平成25年3月15日。
- ²⁶ 『第57回茅野市公民館分館職員研修会資料』(2011年2月) pp. 136~141。
- ²⁷ 佐藤一子ほか前掲論文、p. 5。
- ²⁸ 同上、p. 11。